

地方道路公社の概要

1. 地方道路公社の概要

(1) 地方道路公社法制定の経緯

地方公共団体による一般有料道路の建設は昭和 40 年頃から積極的に行われるようになったが、増大する自動車交通需要に対して道路の整備はなお著しい立ち遅れを示しており、国土の総合的な開発と産業経済の発展のためには、さらに強力に整備する必要性が痛感されていた。

当時、道路整備特別措置法（昭和 31 年 3 月 14 日法律第 7 号）に基づき、有料道路を建設及び管理する主体は道路管理者のほか日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団の三公団のみであったこと、三公団の財源の大部分は政府の財政投融资資金で財源の量及び伸び率にも一定の制約があったことなどから、既存の有料道路建設主体の手によって事業を拡大させていくことにも限度がみられた。

飛躍的な有料道路の整備のためには民間資金を積極的に導入、活用することで、地方的な幹線道路の整備を行う必要があり、その事業主体として、地方公共団体が出資する地方道路公社を設立すべく、昭和 45 年 5 月 20 日地方道路公社法が施行された。

(2) 目的（地方道路公社法（以下「公社法」という）第 1 条）

地方道路公社は、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって地方における住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(3) 業務内容（公社法第 21 条）

- ① 有料道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧等
- ② 次の業務の全部又は一部
 - i) 国等の委託に基づく関連道路の管理等
 - ii) 有料の自動車駐車場の建設及び管理
 - iii) 一般有料道路における休憩所、給油所等の建設及び管理
- ③ 都道府県知事の認可を受けての次の業務
 - i) 一般有料道路の新設等と一体的に整備する事務所等の建設及び管理
 - ii) 委託に基づいて行う i) の事務所等の建設及び管理
 - iii) 道路運送法に規定する一般自動車道の建設及び管理 等

(4) 公社の設立・解散の状況

①公社法第8条の規定に基づき設立できる「都道府県又は政令で指定する人口50万人以上の市」のうち、平成20年4月1日現在、42公社（36都府県、6政令指定都市）が設立されているところである。

	団 体 数
地方道路公社	39
指定都市高速道路公社	3
計	42

②解散

これまでに、地元要望を受け早期無料開放等により業務の完了による解散

岡山県道路公社 H18. 3. 31解散

愛媛県道路公社 H18. 3. 31解散

広島市道路公社 H9. 12. 26解散

設立団体の負担が伴ったのは、岡山県道路公社と愛媛県道路公社

(5) 出資金（資本）

公社法第4条の規定により、地方道路公社へは、地方公共団体でなければ出資できない。

また、設立団体は、道路公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならないとされている。

通常、出資金は、有料道路事業の建設財源に充当されており、有料道路事業費に対する国の無利子貸付率（15%～50%）に応じて設立団体の出資率は、10%～25%を出資することとなる。

国の無利子貸付率	地方の出資率
15%	10%
20%	12.5%
25%	15%
30%	20%
35%以上	25%

※ 貸付率：出資率 ≒ 1：0.7

(6) 役員及び職員（定員）

公社に役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置く（公社法第11条）。職員は、事業の規模に応じ、毎年度の予算で決定。なお、毎年度の予算は、設立団体の長の承認を受けなければならないこととされている（公社法第24条）。

(7) 設立団体等及び国の関与

①設立団体等の関与

- ・ 地方道路公社設立について設立団体の議会の議決（公社法第9条）
- ・ 地方道路公社が整備する有料道路の基本計画に係る定款の変更申請は、設立団体と共同して行い、設立団体の議会の議決、本来道路管理者の同意が必要（公社法第5条）
- ・ 有料道路事業（料金の設定を含む）の実施に当たっては、本来道路管理者の同意及び本来道路管理者の議会の議決が必要（道路整備特別措置法（以下「特措法」）第16条）
- ・ 公社の役員（解任）、毎年度予算の承認、決算報告、公社事業に対する監督命令は、設立団体の長が行う（公社法第13条、第16条、第24条、第26条、第39条）
- ・ 設立団体の債務保証（公社法28条） 等

②国の関与

- ・ 地方道路公社設立の認可（公社法第9条）、定款変更の認可（公社法第5条）、公社事業に対する監督命令（公社法第39条）を行う。
- ・ 有料道路事業（料金の設定を含む）の許可（認可）（特措法第10、12条等）を行う。
- ・ 地方道路公社が整備する有料道路の新設等に当たって、有料道路事業に対して一定比率の無利子貸付を行う（特措法第20条） 等

(8) 設立団体の債務保証の必要性

公社法では、設立団体は法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をすることができる（公社法第28条）。

設立団体の債務保証により、有料道路事業の多額かつ長期の資金の調達が確保されるとともに、低利資金の導入により通行料金の低廉化や無料開放時期の早期化につながり道路利用者の利便に資することとなっている。また、有料道路は公共の用に供する公共施設であり資金調達の担保になじまない施設であり、資金調達の担保手段としても、引き続き、設立団体による債務保証は必要となっている。

※ 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（抄）

第3条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

2. 有料道路制度の概要

- (1) 有料道路制度は、限られた財源の中で早期に道路整備を行うことを目的とし、道路建設等に係る費用を借り入れ、供用後に料金を徴収することによって当該借入金の償還に充てることとした制度

<道路整備特別措置法第1条>

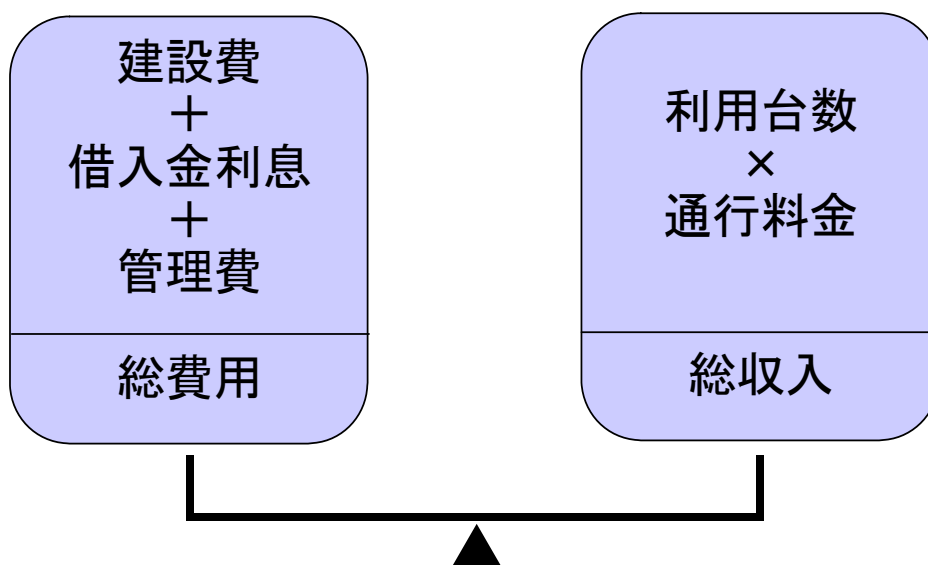
この法律は、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もつて道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的とする。

- (2) 通行料金の基準

地方道路公社の管理する一般有料道路は、通行による受益の範囲内において、料金徴収期間、推定交通量等を考慮して、原価を償還し得るように料金の額が定められることになっている。

また、指定都市高速道路は、他の公共輸送機関の料金との均衡等社会的に公正妥当であると考えられる料金で料金徴収期間、推定交通量等を考慮して、原価を償還し得るように料金の額が定められることになっている。収支計算を行う対象路線の範囲は、指定都市高速道路は地域的に一つの道路網を構成していることから道路網全体の総費用を対象としている。

いずれの料金にも、利潤は含まれていない。



3. 有料道路事業の概要

平成20年度当初における地方道路公社が管理・建設する有料道路事業の概要は、下表のとおりである。(参考資料参照)

	供用中		無料開放		事業中	
	道路数	延長 (km)	道路数	延長(km)	道路数	延長(km)
地方道路公社	132	1,044.1	67	525.1	2	1.9
指定都市高速道路公社	6	181.4	—	—	6	35.1
計	—	1,225.5	—	525.1	—	37.0

また、有料道路事業の新規採択は、近年は減少傾向であり、平成17年～19年はゼロとなっている。(参考資料参照)

4. 有料道路事業の借入状況

平成20年度当初における地方道路公社の借入状況は、下表のとおりである。

(単位: 億円)

	要償還額 (借入金)	出資金残高	国の無利子 借入残高	有利子貸入残高	その他
地方道路公社	13,519	5,592	3,913	2,739	1,285
指定都市高速道路公社	22,867	4,866	4,531	8,258	5,212
計	36,386	10,458	8,444	10,997	6,497

※1 要償還額＝道路価格－〔収入－(管理費＋金利等)〕の累計額

※2 金額は地方道路公社からの報告による集計

※3 その他とは、設立団体からの借入金、補助金、公社運営資金(自己財源)等である。

5. 有料道路事業の収支状況

(1) 平成19年度の有料道路事業の収支状況は、次のとおりである。

(単位：百万円)

	収入	支出	収支差	収支率
青森県公社	1,870	958	912	51.2%
宮城県公社	7,040	2,909	4,131	41.3%
山形県公社	60	39	21	64.6%
福島県公社	507	517	-10	102.0%
茨城県公社	2,791	1,247	1,544	44.7%
栃木県公社	2,314	1,696	618	73.3%
埼玉県公社	2,233	731	1,502	32.7%
千葉県公社	4,087	1,942	2,145	47.5%
東京都公社	655	324	331	49.5%
神奈川県公社	3,134	1,287	1,847	41.1%
山梨県公社	896	670	226	74.8%
長野県公社	3,932	2,293	1,640	58.3%
富山県公社	1,118	470	648	42.1%
石川県公社	4,613	1,972	2,641	42.7%
岐阜県公社	693	263	430	38.0%
静岡県公社	1,995	922	1,073	46.2%
愛知県公社	17,521	8,230	9,291	47.0%
三重県公社	311	192	119	61.8%
福井県公社	263	178	85	67.5%
滋賀県公社	4,174	1,559	2,616	37.3%
京都府公社	893	706	187	79.1%
大阪府公社	8,828	3,842	4,987	43.5%
奈良県公社	3,675	1,229	2,446	33.4%
大阪市公社	234	204	30	87.0%
兵庫県公社	7,348	4,654	2,694	63.3%
神戸市公社	10,523	5,073	5,450	48.2%
和歌山県公社	69	24	45	34.3%
広島県公社	1,793	628	1,165	35.0%
山口県公社	996	613	383	61.6%

香川県公社	581	192	389	33.0%
高知県公社	186	117	68	63.1%
福岡県公社	3,846	1,775	2,072	46.1%
北九州公社	1,459	579	880	39.7%
佐賀県公社	1,300	382	918	29.4%
長崎県公社	3,054	1,597	1,457	52.3%
熊本県公社	299	126	173	42.1%
大分県公社	1,683	761	922	45.2%
宮崎県公社	1,286	396	890	30.8%
鹿児島県公社	2,210	756	1,454	34.2%
名古屋公社	60,726	23,110	37,616	38.1%
広島公社	3,915	2,377	1,538	60.7%
福岡北九州公社	50,793	24,501	26,292	48.2%

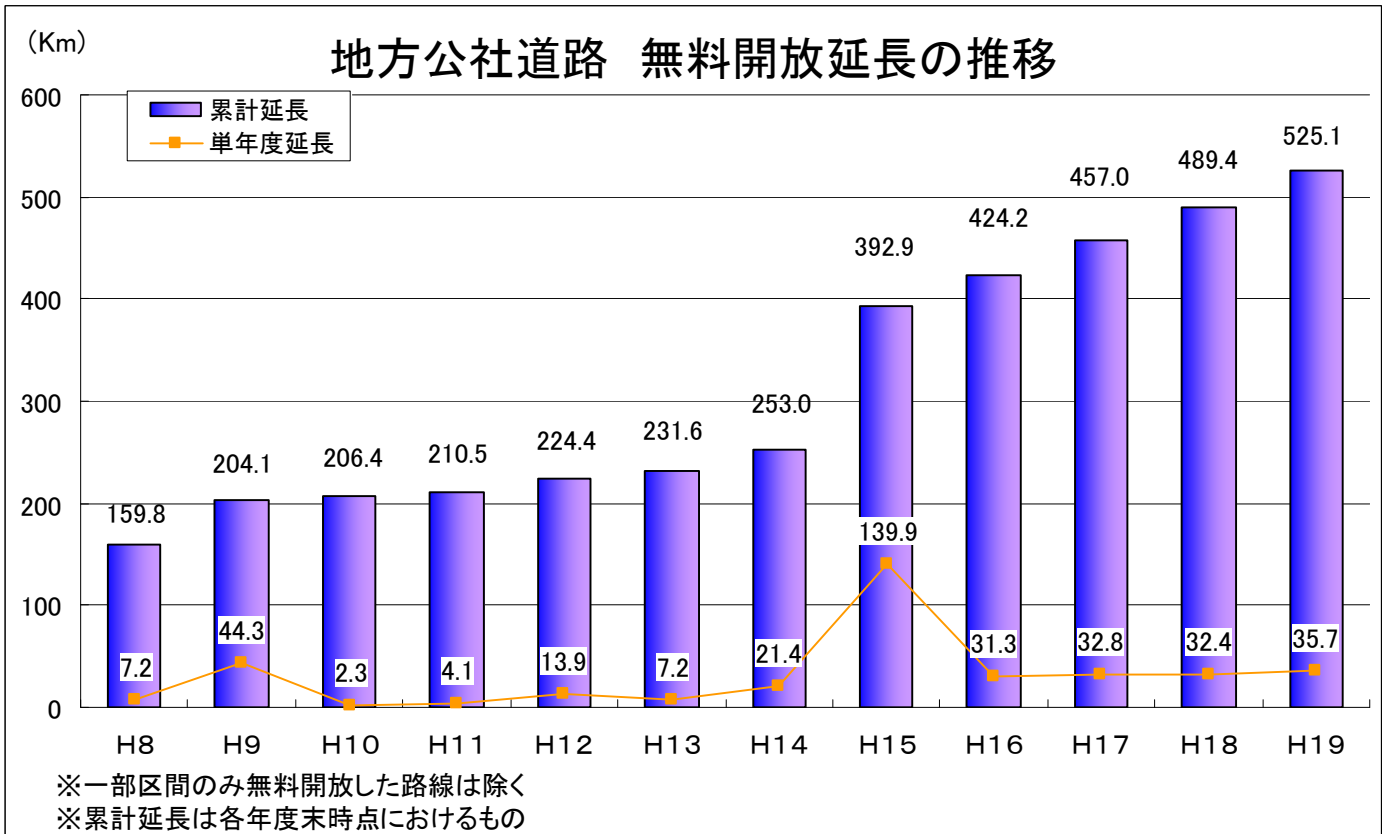
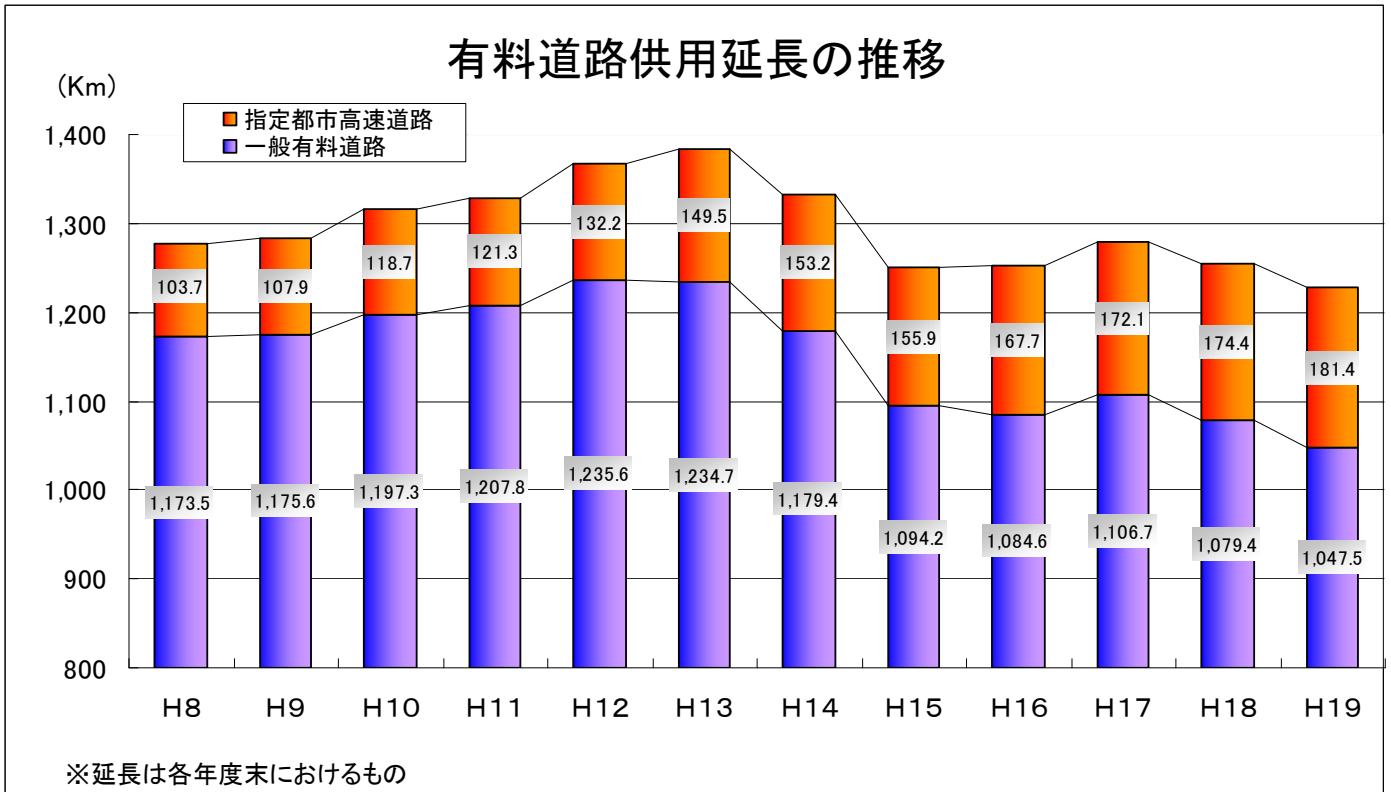
※1 収入とは道路料金収入、業務雑収入、利息収入等であり、支出とは道路管理業務費、一般管理費、支払利息等である。

※2 福島県道路公社については、磐梯山・磐梯吾妻・第二磐梯吾妻有料道路（プール制道路）の路線について、大規模な補修を平成19年度より計画的に行っているため、収入よりも費用が上回る状況になっている。

（2）有料道路事業のリスク軽減措置

損失補填引当金制度：一般有料道路事業が経済状況の変動その他やむを得ない事由によって予期しない損失を生じた場合において、これらの損失を補填することを可能とし、事業の安定的運営を確保するためのもので、損失発生の危険性が不可避であるとすれば、同一路線内において危険負担の年度間の平均化を行ない、路線相互間においては危険負担の分散を行うことを目的とした制度である。

※ 引当率 償還年限が $\left(\begin{array}{ll} 40年 & \text{収入の} 12\% \\ 30年 & \text{収入の} 10\% \end{array} \right)$



新規事業採択延長の推移

(Km)

- ◆ 一般有料道路
- 指定都市高速道路

